

『ひらつか スターライトポイント』 取扱加盟店及び販売店募集要項

平塚市では、「新しい生活様式」の実践例の1つである「キャッシュレス決済」を推進しつつ、コロナ禍における消費喚起を図り市内経済の活性化を後押しすることを目的に、スマートフォンを活用してプレミアムポイント（以下、「ひらつか スターライトポイント」）を発行します。

ひらつか スターライトポイントの発行にあたり、幅広い業種において、市内の店舗・事業所等を対象に、ひらつか スターライトポイント取扱加盟店（ポイントが使用できる店舗。以下、「加盟店」）を募集します。

なお、同時にポイントをチャージできる店舗等（以下、「販売店」）も募集します。

加盟店の皆様には、レジ近くに「QRコード」を設置していただくだけで、直接現金の受け渡しをすることなく、簡単に決済を行うことができます。取扱いに係る費用は一切必要なく、また、金融機関に出向いての換金手続きも不要で、従来の紙版プレミアム商品券と比べて、会計時の負担が軽減されるなど、様々なメリットがあります。

多くの事業者様のご参加をお待ちしております。

1 ポイントの発行について

- (1) 名称 ひらつか スターライトポイント
- (2) 実施主体 平塚市
- (3) 協力団体 平塚商工会議所
- (4) 発行額 8億6,667万円（プレミアム分：約2億円）
- (5) プレミアム率 30%
- (6) 販売価格 10,000円（1ポイント1円） 13,000円を10,000円で販売
購入上限額：1人あたり30,000円
- (7) 販売・利用開始 令和2年10月5日から
- (8) 有効期限 令和3年2月28日まで

2 ポイントの利用対象にならないもの

- (1) たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第3号に規定する製造たばこの購入
- (2) 事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入
- (3) 出資や債務の支払い（税金、保険料、振込手数料、電気・ガス・水道・電話料金など）
- (4) 現金との換金、金融機関への預け入れ
- (5) 金、プラチナ、銀、有価証券、金券、商品券（ビール券、清酒券、おこめ券、店舗が独自発行する商品券等）、旅行券、乗車券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- (6) 商品券の交換または売買
- (7) 土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料（一時預りを除く）等の不動産や資産性の高いもの（自動車）に関わる支払い
- (8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業のうち、同条第4項を除くものに係る支払い
- (9) 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- (10) 国や地方公共団体への支払い（公営ギャンブル含む）
- (11) 会費、商品及びサービスの引換代金を前払いとするもののうち、有効期限が令和3年2月28日を超えるもの
- (12) その他、各加盟店が指定するもの

3 対象加盟店

平塚市内に事業所を有する個人又は法人であり、次の各号のいずれにも該当しない方が応募することができます。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する営業を行う者のうち、同条第 4 項を除く者
- (2) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号の暴力団に関する者
- (3) 業務の内容が、公序良俗に反する営業を行う者
- (4) その他市長が不相当と認める者

4 加盟店の遵守事項

- (1) それぞれの業種における「新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防ガイドライン」等を遵守し、感染予防策を講じること。
- (2) 加盟店のポスター等を店頭等の目立つ場所に表示すること。
- (3) 特定取引において、ポイント利用を拒まないこと。
- (4) その他、「平塚市地域経済キャッシュレス化推進事業実施要綱」の趣旨に反すると認められる行為をしないこと。

5 加盟店の取消等

この募集要項及び「平塚市地域経済キャッシュレス化推進事業実施要綱」に違反する行為が認められた場合、加盟店の認証を取り消す場合があります。また、不正な行為により損害が発生したときは請求する場合があります。

なお、遵守事項における違反行為の有無について、聞き取り調査を行う場合があります。その場合、ポイントの売上に係る資料の提出などを求めます。

6 販売店について

上記「3 対象加盟店」のうち、次の各号のいずれにも該当する方は、利用者が販売店にも応募（限定 300 店舗予定）することができます。

なお、販売店には、ポイントチャージ用端末を貸与（無償）し、ポイント販売額の 10% を協力金としてキャッシュバック（大型小売店除く）します。

- (1) 平塚商工会議所の会員である者（会費の滞納がない者）
- (2) 利用者に対して、スマートフォンへのアプリのインストールやアプリの操作支援等を行える者
- (3) ポイントの販売金を適切に管理し、指定の方法により、期日までに振込を行える者（当該振込に係る手数料は、販売店の負担（原則月 1 回）とする。）
- (4) 無償貸与するポイントチャージ用端末を適切に管理し、事業終了後、速やかに返却することができる者

7 加盟店（販売店）の登録

加盟店（販売店）として登録しようとする事業所（店舗）は、申込期限までに以下のウェブサイトにある「加盟店（販売店）の登録」フォームに必要事項を登録してください。

なお、加盟店（販売店）の登録料は必要ありません。

http://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/sangyo/page33_00078.html



- (1) 申込期限：令和2年9月10日（木）まで
申込期日を過ぎても登録申請は受け付けます。
8月31日（月）時点の加盟店（販売店）の登録情報を市HPに掲載する予定です。
- (2) 申込方法：上記登録サイトによる電子申請
- (3) その他：登録内容については、本事業の受託者（民間会社）や協力団体である平塚商工会議所と情報共有しますのでご了承ください。

8 その他

「ひらつか スターライトポイント」は、お客様のスマートフォンにインストールする専用のアプリを用いて、お客様と直接商品券や現金のやり取りをすることなく決済ができるものです。

加盟店には、会計時に必要となる「QRコード」（無償）やポスター等をお送りします。

なお、加盟店及び販売店に登録するための費用は一切必要ありません。



デジタル版プレミアムポイントのメリット

「新しい生活様式」に対応したキャッシュレス決済の推進
新型コロナウイルス感染症の感染予防の一つとして、キャッシュレス決済の導入が推奨されています。

換金手続きが不要
紙版商品券では、使用された商品券を換金窓口（金融機関等）にお持ちいただき、換金手続きを行っていましたが、「ひらつか スターライトポイント」の場合、取引（決済）データに基づき、自動的に振込が行われます。

会計時の負担軽減
紙版商品券は、釣銭を出すことができないため、会計の際に商品券に現金を加えて支払われるケースがほとんどでしたが、「ひらつか スターライトポイント」の場合は1円単位で使用でき、支払いの操作もお客様が行いますので、会計時の負担が軽減されます。

効果的な情報発信
「ひらつか スターライトポイント」の利用者は、専用のアプリを入手することになりますが、このアプリには、支払い機能のほかに、加盟店独自のクーポン券の発行やお知らせをする機能なども搭載する予定となっていますので、きめ細かで効果的な情報発信が可能となります。

9 お問い合わせ先

<ひらつか スターライトポイント事務局>

電話 0570-033-191 (平日10:00~17:00)

e-mail hiratsuka@felicapocketmk.co.jp

オペレーターが「プレミアム商品券事務局です」と応答しますので、
「ひらつか スターライトポイントについて問い合わせです」とお伝えください。

<事業実施団体>

平塚市 産業振興部 産業振興課

住所 〒254-8686 平塚市浅間町9番1号(平塚市役所本館5階)

電話 0463-21-9758 (平日8:30~17:00)

FAX 0463-35-8125

e-mail sangyo-s@city.hiratsuka.kanagawa.jp

<協力団体>

平塚商工会議所 地域振興課

住所 〒254-0812 平塚市松風町2番10号

電話 0463-22-2512 (平日8:30~17:00)

FAX 0463-24-0079